

1 桜川市岩瀬運動場及び桜川市岩瀬桜川運動公園使用料

区分			使用時間	
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
体育に使用する場合	野球場（1面）	市内	円 600	円 600
		市外	1,200	1,200
	ソフトボール場（1面）	市内	300	300
		市外	600	600
体育以外に使用する場合		市内	1,200	1,200
		市外	2,400	2,400

備考 1回の使用時間が2時間に満たない場合には、当該使用料の半額とする。

2 桜川市総合運動公園使用料

(1) 総合体育館使用料

(団体)

区分				使用時間			
				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	
メインアリーナ	営利的とする場合	体育に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1 / 3面	1,500	1,500	1,500
				1 / 2面	2,000	2,000	2,000
				2 / 3面	3,000	3,000	3,000
				全面	4,000	4,000	4,000
	体育以外に使用する場合	入場料を徴収する場合	全面	8,000	8,000	8,000	
			全面	16,000	16,000	16,000	
サブアリーナ	営利的とする場合	体育に使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面	40,000	40,000	40,000
				全面	120,000	120,000	120,000
サブアリーナ	営利的とする場合	体育に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1 / 3面	1,500	1,500	1,500
				1 / 2面	4,000	4,000	4,000
	体育以外に使用する場合	入場料を徴収する場合	全面	8,000	8,000	8,000	
			全面	20,000	20,000	20,000	
サブアリーナ	営利的とする場合	体育に使用する場合	入場料を徴収しない場合	全面	40,000	40,000	40,000
				全面	40,000	40,000	40,000

	合				
会議室	営利を目的としない場合	1 / 2室	500	500	500
		全室	1,000	1,000	1,000
室	営利を目的とする場合		8,000	8,000	8,000

備考

- 1 メインアリーナ・サブアリーナは面貸しとする。
- 2 市民（市内に勤務、在学する者を含む。）以外の使用は、上記金額の2倍とする。
- 3 1回の使用時間が2時間に満たない場合には、当該使用料の半額とする。
(個人)

施設名	使用料 (大人)	備考
トレーニング室	200円	2時間を1単位時間とする

(冷暖房使用料)

区分	使用時間	2時間	4時間
	メインアリーナ	7,500円	15,000円

(2) 総合運動公園屋外施設

区分	使用時間	使用時間				
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時30分まで		
多 目 的 グ ラ ン ド	体育に使用する 場合	市内	1面	円	円	円
				1,500	1,500	
	体育以外に使用 する場合	市内	1面	4,500	4,500	
		市外	1面	9,000	9,000	
	営利を目的とす る場合		1面	30,000	30,000	
芝 生 広 場	体育に使用する 場合	市内	1面	4,500	4,500	
		市外	1面	9,000	9,000	
	体育以外に使用 する場合	市内	1面	9,000	9,000	
		市外	1面	18,000	18,000	
	営利を目的とす る場合		1面	30,000	30,000	
テ ニ ス コ ー	体育に使用する 場合	市内	1面	1,000	1,000	1,000
		市外	1面	2,000	2,000	2,000
	※照明を使用するときは、上記金額の2倍とする。					

ト						
野 外 劇 場	営利を目的としない場合		全面	4,500	4,500	4,500
	営利を目的とする場合		全面	15,000	15,000	15,000
そ の 他 の 施 設	営利を目的としない場合			3,000	3,000	3,000
	営利を目的とする場合			7,500	7,500	7,500
タ ー ゲ ッ ト バ ー ド ゴ ル フ 場	体育に使用する 場合	一般高校 生市内	1人	750	750	
		一般高校 生市外	1人	1,500	1,500	
		小学生中 学生	1人	450	450	
		年間使用 料	市内	9,000		
			市外	18,000		
		※年間使用料については、入会日から12ヶ月とする。				

備考 ターゲットバードゴルフ場を除く施設において1回の使用時間が2時間に満たない場合には、当該使用料の半額とする。

3 桜川市真壁運動場使用料

区分		使用時間		午前9時から午 後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時3 0分まで
				円	円	円
体育に 使用す る場合	野球場（1面）	市内		600	600	600
		市外		1,200	1,200	1,200
	ソフトボール場（1面）	市内		300	300	300
		市外		600	600	600
体育以 外に使 用する 場合	野球場（1面）	市内		1,200	1,200	1,200
		市外		2,400	2,400	2,400
	ソフトボール場（1面）	市内		600	600	600
		市外		1,200	1,200	1,200

備考 1回の使用時間が2時間に満たない場合には、当該使用料の半額とする。
 夜間照明施設使用料

区分	金額
ソフトボール場 1面	3,000円
野球場 1面	6,000円

備考 市民（市内に勤務、在学する者を含む。）以外の夜間照明施設使用については、上記金額の2倍とする。

4 桜川市真壁体育館及び社会体育研修センター使用料

区分				使用時間				
				午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時30分まで		
桜川 市真 壁体 育館	営利 を目 的と する 場 合	体育 に使 用す る場 合	入場料を 徴収しな い場合	1 / 2面	円 750	円 750	円 750	
			全面	1,500	1,500	1,500		
	しない場 合	体育 以外 に使 用す る場 合	入場料を 徴収する 場合	1 / 2面	1,500	1,500	1,500	
			全面	3,000	3,000	3,000		
			入場料を 徴収しな い場合	1 / 2面	1,100	1,100	1,100	
				全面	2,200	2,200	2,200	
			入場料を 徴収する 場合	1 / 2面	2,200	2,200	2,200	
				全面	4,400	4,400	4,400	
	営利、宣伝を目的とする場合					45,000	45,000	45,000
	社会 体育 研修 セン ター	体育に関連する研修、会議等に 使用する場合				400	400	400
体育に関連する以外の研修、会 議等に使用する場合				使用を認めない。				

備考

1 市民（市内に勤務、在学する者を含む。）以外の使用については、上記金額の2倍とする。

2 1回の使用時間が2時間に満たない場合には、当該使用料の半額とする。

5 桜川市大和スポーツ公園及び桜川市大和運動場使用料

区分		使用時間	
		午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで
大和スポ ーツ公園	体育に使用する場合	市内	円 無料
			円 無料

		市外	無料	無料
	体育以外に使用する場合	市内	600	600
		市外	1,200	1,200
大和運動場	体育に使用する場合	市内	300	300
		市外	600	600
	体育以外に使用する場合	市内	600	600
		市外	1,200	1,200

備考 1回の使用時間が2時間に満たない場合には、当該使用料の半額とする。

6 桜川市大和体育館使用料

区分				使用時間				
				午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時30分 まで		
桜川市大和体育館	営利を目的とする場合	体育に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1 / 2面	円 750	円 750	円 750	
			全面	1,500	1,500	1,500		
		入場料を徴収する場合	1 / 2面	1,500	1,500	1,500		
			全面	3,000	3,000	3,000		
		体育以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1 / 2面	1,100	1,100	1,100	
				全面	2,200	2,200	2,200	
	入場料を徴収する場合		1 / 2面	2,200	2,200	2,200		
			全面	4,400	4,400	4,400		
	営利、宣伝を目的とする場合				45,000	45,000	45,000	

備考

- 1 市民（市内に勤務、在学する者を含む。）以外の使用については、上記金額の2倍とする。
- 2 1回の使用時間が2時間に満たない場合には、当該使用料の半額とする。